

# 矢作東小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの基本認識

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※「いじめ防止対策推進法」（平成25年）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、多くは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

令和3年度の本校の「いじめ」の実態から、一度「いじめを受けた子供は、一次的に問題解消をしても、いじめられることを繰り返す傾向がある」という課題が挙げられた。そこで本年度は、次のように具体的な対策を講じたい。

#### 【1年を通じて】

- 1学期⇒子供たちの協調性や社会性を育めるよう、各学級でソーシャルスキル等を取り入れ人間関係の構築をして、安心できる学級づくりの期間とする。
- 2学期⇒道徳の授業を中心に、人の命や持っている権利について考え、具体的に表現する機会を設けるようにする。
- 3学期⇒安心してできる学校・学級づくりを振り返り、次年度の課題として捉えたことを次の年度へ引継ぎ・生かせるようにする。

#### <重点対策>

- ・毎学期児童に行うだけでなく、1学期・2学期に保護者アンケートを実施し、「いじめ」の実態把握や問題対応に生かすようにする。
- ・学級担任が児童のいじめ・問題等について、OKタスクの「日々の記録」に残すことで、学校全体での情報共有や引継ぎを確実にを行うようにする。
- ・ハイパーQUの「要支援群」の児童についての状況把握と共有により、学校全体で個別支援を行うようにする。

つぎに、いじめ防止のための基本的姿勢として、以下のポイントをあげる。

## (2) いじめに対する基本姿勢

- ア いじめは絶対許さない。見過ごさないという姿勢のもと、教職員相互の積極的な情報交換で、情報の共有を行い、教職員のいじめに対する共通理解を図る。
- イ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを心がけ、自己有用感や自己肯定感を育む教育活動の推進を図る。
- ウ いじめの早期発見のために、児童の示す小さな変化（集団の中の違和感）や信号を見逃さない。笑顔の奥にある絶望感に気づくための高いアンテナを保つ。
- エ いじめの早期解決のために、問題を認識した場合は、特定の教職員で問題を抱え込まず速やかに組織的に対応する。被害児童の安全を保障するとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童に指導に当たる。
- オ 家庭と学校が協力して、事後指導に当たる。また、謝罪や責任を形式的に問うより、社会性の向上、人格の成長に主眼を置いて指導に当たる。
- カ 学校内だけでなく関係諸機関や専門家と協力をして、解決にあたる

## (3) 育てたい児童の力や教師の役割

### <教師の役割>

- ・いじめの態様、特質、原因、背景、指導上の留意点を周知する。
- ・いじめに向かわない態度、能力を育成する。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が、持つように教育活動全体を通して指導する。
- ・日ごろから児童を見守り、信頼関係の構築に努める。教師の不適切な言動や態度がいじめを誘発する。教師らしさと、温かさ、そして毅然とした態度で児童と向き合う。
- ・一人一人が活躍できる場、集団づくりに心がけ、自己肯定感・有用感を高める指導を工夫する。

### <育てたい児童の力>

- ・自分と他人とでは思いや考えが違うことに気づき、その中で認められる自分が存在することを理解する。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

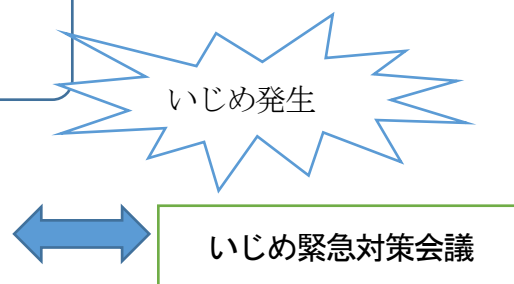
校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

<構成員> 校長、教頭、教務、校務、校務補佐、生徒指導担当  
学年主任、養護教諭、いじめ対策担当教員、SC

### <いじめ対策プロジェクトチーム>

<調査班> 学年主任、生徒指導担当、担任、養護教諭  
<対応班> 学年主任、担任、部活動顧問、学年教員等



- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員への「取組評価アンケート」や学校評価の評価項目等の検討や、アンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、職員の共通理解を図る。
  - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約と今後の対応を検討し、その内容を職員会等で報告し、共通理解を図った上で、更に取組や実践の充実を図る。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）※組織対応の流れ図は P39
- ・いじめの疑いがある場合は、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3. いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア. 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ. 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ. 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・7月第1週の道徳の時間に一斉授業の時間を設ける。
- エ. 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・ネットモラル向上に向けての講話や、岡崎警察署生活安全課の協力を得て、ネット犯罪の講話を高学年に向けて企画し、ネットモラルの向上・啓発を図る。(山の学習や修学旅行の説明会等のときを利用)

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア. いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年5回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。（6月と11月に、保護者にもアンケートを実施する）
- ・5月中旬、6月下旬、9月中旬、11月下旬、2月上旬にアンケートを行い、そのアンケート調査を下に、教育相談および個人面談を行う。
- イ. 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・児童に向けては、相談窓口を、保健室または職員室に隣接するくすのき教室北に設ける（火曜日の昼放課に開設を決めて）いじめ長期欠席担当教員が相談に対応する。
  - ・保護者からの相談については、教頭を窓口として相談を受け付け、場合に応じて、担当カウンセラーを配置する。事前に申し出があり、希望があれば相談のコーディネートにあたる。

- ウ. いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
  - ・学校に相談しにくい場合に備えて、毎月発行する学校新聞「きずな」の1面欄外に、相談機関の電話番号を掲載し、保護者に情報提供をする。

### **(3) いじめに対する措置**

- ア. いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を速やかに開催し、組織的に対応する。
- イ. 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えて指導にあたる。
- ウ. 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ. 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ. いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ. ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う

## **4 重大事態への対応**

※P40「岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について」※令和元年6月一部改訂を参照

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「岡崎市のいじめ問題への組織的な体制について」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（11月下旬）し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## **6 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修として、あいちCAPプラスによる教職員向けのワークショップを行い、いじめ等に対する理解を深める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。